課題といえよう。

は

じめに

近世村絵図にみる空間表現の歴史的変化

播磨国「真広村絵図」 の通時的分析

五. +

嵐

勉

る点を考察することは、 近世の村落空間 は どのように形成され、いかなる構造を有し、 過去の村落空間を再構成 Ļ その歴史的変化を解明する歴史地理学にとって、 いかにして組織されていったのであろうか。 極めて重要な かか

分胞や統合の問題をダイナミックに把握する試みも行なわれている~~。かかる研究においては、歴史地理 らず、村落地理学や社会地理学の分野からのアプローチによっても、多くの知見が得られたイヨハ。 の広がりを空間的に画定し、 近世村落に関する「空間論」をみると、今までのところ、空間の主体たるイエやムラの社会集団を支柱にして、そ その変化を明らかにする方向で進められてきたように思 われ る(1)。 また、 村落空間 学 の みな

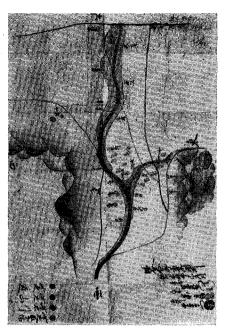
として考察が進められてきた。本稿では、 これらの研究においては、 村落空間を構成するい 村の領域や、基本的かつ日常的な行動の展開された場である耕地空間を支 わば ノラ・ ムラ・ ヤ マの空間のうち(4)、 主 K 厶 ラの空間

ない。ここでは村絵図を再検討することによって、 柱にして、 ラないし耕地空間の復原に際しては、 村落の空間構造を再構成し、その歴史的な形成過程を明らかにしたい。 かかる問題にアプローチしようとするものである。 明和2年(1765)

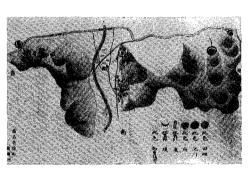
る村の領域に耕地、ないしは土地を復原することを試みたい(ら)。この作業にとって、有効な 史料は 必ずしも 多くは させる必要があろう。しかしながら、本稿では、検地帳には麦現されない、あるいは、それとはニュアンスを異にす 近世の村絵図には、単に景観要素の空間的配列すなわち空間形態のみならず、種々の情報が込められている。 検地帳の土地分類が有効な証拠であったし(5)、今後もかかる方法を深化 明和9年(1772) в. それ

くてはならないものであって、村絵図の様式化のひとつである。発信者によってコード化され、受信者によってコー すなわち、 表現された空間構造を再構成する試みでもある。 影響されるが?)、広くコミュニケーショ らである。 は ところで、 絵図すなわち古地図が、 中世の荘園絵図等に比べると、近世の絵図には 人間の自分をとりまく世界についての知覚は、それを表現するために用いる言語的範疇によって、大きく 村絵図の基本的性格のひとつとして、作成目的がかなりの程度、 当時の人々の生活世界、 ン・システムの中で、古地図を解読することは、 あるいはそれについての地理的知識の空間表現とみなされるか 凡例」 が明示されているものが多い。 明示されていることがあげられる(®)。 かかる知賞世界を解読し、 これは、

Ų, わばな



文化10年(1813)



明治初期 H. 「真広村絵図」 写真 1 (一部) [真広村区有文書]

ド解読されるメッセージが存在するけれども(9)、様式として明示された「凡例」を解読するだけであれば、 的は解読し得ても、 表現された情報の豊富な意味内容を解読することはできないであろう。

作成目

どまるものである。空間構造の歴史的変化、すなわち構造的連続は、歴史的史料の動態的な研究によって明らかにさ 解読することに努めた(ロ)。さらに、 れる(12)。したがって、 とはいえ、 本稿では、作成目的つまり史料批判にかかわる凡例には、十分な検討を加えるけれども、それを含めた記号体系を ある特定の時の断面における「空間のスナップ・ショット「(せ)であるから、その時点までの空間表現にと 同一地域において作成時期の異なる複数の絵図が得られれば、それらを時系 列上に 配列し、 一葉の絵図、それはかなりの程度、 時間的・空間的連続として表現 されている

することで明らかにしようとするものである。これによって、 に関する一つのモノグラフを提供したい。 本稿は、近世村落の空間構造、とくに村の領域や耕地空間を再構成し、その歴史的変化を、主に村絵図史料を検討 かかる考察にとっての村絵図利用の有効性(4)と限界

通時的(diachronic)な分析を行うことが可能である(ヨ)。

二 「真広村絵図」の構成と分類

治初期にかけての大小一六葉の村絵図が残されている。 考察の素材として選ばれた村絵図は、 播磨国赤穂郡の真広村におけるものである(15)。当村には、 もっとも、 これらは採色絵図に限った場合であって、 近世中期から明 単色の

絵図や川普請絵図等を加えるとかなりの数になる。

紙数の制限上、採色絵図一六葉のうち八葉を中心にして考察したが、写真1にはそのうちから四葉を例

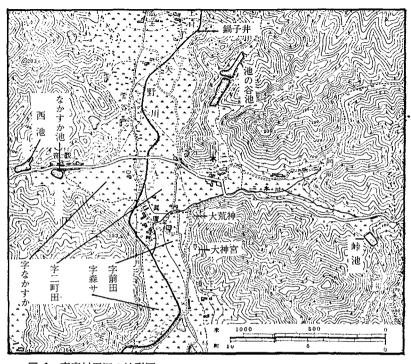


図 1 真広村周辺の地形図 「明治28年測図,同39年修正,1:2万地形図「那波」を縮小〕

作成目的、

お

よび表現内容を十分に考慮

示した。この選択に際しては、

作成年代、

上の 濫原と一~一・五メート ること、 東西方向の構造谷には、 平地が発達している ている。 中流域に位置している。 矢野川が北から南へ構造谷を貫流し、 を占める。 て行なったものである。 れは古代の山陽道に比定される道路であ 真広村は、 一微高地に疎塊村の形態をなして展開 矢野地区の中にあっては、 東西方向のそれとの交界点 に 矢野川をはさんで両岸には**、** 村域は、 当村は、 現在の相生市矢野地 地域の概観 南北方向の狭長な構造谷 千種川 (図1)。また、 ルの比高をも 竜野街道が通じ、 集落は、 の 一支流を 比較的広 自然堤防 $\bar{\mathbb{X}}$ あ の る その 現氾 なす た 0 部

積段丘が発達し、この段丘面には、
 庄が展開していたこと(切)などを考えると、当地域の開発は、 条里型の土地割が一部確認される(質)こと(図2)、および中世には東寺領の矢野 かなり古くまで遡ることができる。

がみられるものの比較的安定していた(18)。 近世にお の古検では、 いては赤穂藩領に属していたけれども、 村高四六七石七斗七升九合の村であった。戸口をみると、近世を通じて六〇戸内外で、 幕府預所としての支配を幕末 まで 受けた。慶長一四年

二六〇

自然堤防 旧河道 溜池 条里型 土地割 先進的地域にみなされるが、史料でみる限り商品農業はあまり発達して か、 よるもので、 いなかったようである。村高は、 かかる僅かな増加分は、 耕境の外延的拡大はほとんどみとめられない。 後述するように、 近世後期には四八〇石余まで増加する 荒蕪地の切添的 多少の変動

山地

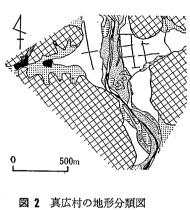
開析谷 埋積谷

(\Box) 「明和二年村絵図」の構成と分類

も古い時期の作成になるのは、 析の具体的手法を提示したい。 は、 (写真1-A)。 真広村の村絵図は、 村の明細図的な性格も兼ね備えている。一六葉の村絵図の中で、 まず、 領域図と耕地仕訳絵図に大別 この絵図の分析を通して、 (A) 明和二年(一七七五) 本稿における され のも るが、 の で 絵図 これら あ 最 る

を

部修正〕



〔高橋 学 (注16)

例

も含めた記号体系を表1に分類して示した。

図3にみるように一〇

の絵図に表現したもの、

すなわち作成目的を考察するために、

の

「凡例」のうち、

道・川および山などのパスとリッジは(19)、本絵図

91 近世村絵図にみる空間表現の歴史的変化

表 1 真広村絵図分類表

分類番号		1 A	2 B	3 C	4	5 D	6	7 E	8 F	9	10	11	12	13	14	15 G	16 H
作成年代		明和二年	明和九年	天明三年	寛政三年	寛政三年	文化元年	文化六年(10元)	文化一〇年	文化一四年	文政元年	文政七年	(一台)~ (三)	明治初期	同左	同左	同左
原 寸 (cm)		62 × 41	50 × 47	65 × 92	45 × 42	63 × 91	28 × 41	56 × 39	34 × 39	33 × 46	32 × 46	33 × 48	55 × 59	54 × 59	55 × 59	40 × 55	28 × 39
文字注記		0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0
	屋敷高札郷蔵	.0	0 0	0	0	0	0	00	0	0	0	0					00
記号	荒神 神宮 井堰	0	000	000				00		000							00
線的記	道川溝境	000	000	000	0	000	00	0000	00	000	00	00	0000	0000	0000	0000	000
号	字境 堤防	0											0	00	0	00	0
面的記	山池田畑田所成	000	00000 0	0000	00	00 00	0000	000	0	00	0 00	0 0	00000	00000	00000	00000	0000
号	敷普取 下			:		0		0	0				0	0	0	0	0
「凡包	列」数	10	7	7	4	5	5	5	4	5	5	4	8	8	8	9	6
主題・その他		領域図	領域図	領域図	立会池争論図	林成藪成絵図	領域図	「御普請所」 領域 図	取下場絵図	領域図	領域簡図略	領域館図略	耕地仕訳絵図	耕地仕訳絵図	耕地仕訳絵図	耕地仕訳絵図	一部絵画表現

注)分類番号中のアルファベットは,本文で考察した8葉の絵図を示す。 絵図の寸法は,cmの概数

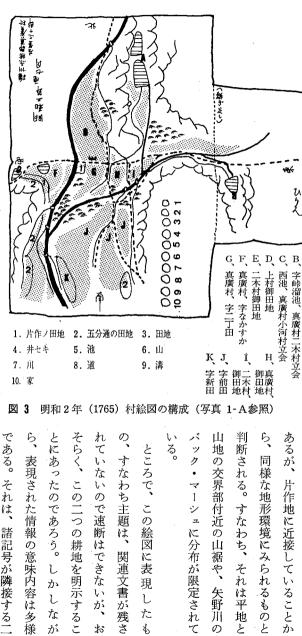
田に分布するのが一般的である(2)。また、「五分通ノ田地」とは、「五分取」の田地を意味するものと考えられる(2)。 が見出される。片作の田地とは『地方凡例録』にみる「片毛作」 基本的構図を決定している。また、 凡例の最初にあげられた「片作ノ田地」と「五分通ノ田地」(マン) の田地を指し、 裏作としての麦の作付ができない深 の面的記号に有徴性

池ノ谷溜池、二木村真廣村立会

この耕地の土地条件については不明で

矢野川

の



そらく、この二つの耕地を明示するこ れていないので速断はできないが、 ところで、この絵図に表 表現された情報の意味内容は多様 それは、 諸記号が隣接する二 関連文書が残さ しか 現 しな l た が b お

田

 \subseteq

の段丘上を潤す

甪

水源であることから、

木村

の

家敷や

田

地

を

前

表

らないことに気づくのである。 木村と上 村にまで 酡 置され 7 し、 ることに代表され る。 す な ゎ ち これ は 真広村 Ö 領域 を明 示する た め 0) b 0) に ほ カゝ な

字 る。 まず、真広村の田 五メー このうち、 に設けられた井堰から取水している。 ル の Ŀ 比 田 高があるため、 地 が最も卓越する安定耕 を灌漑する用水の井 真広村地内で直接取水することができない。 地 、堰の分布をみると、 は この鍋子井(現「上井」)は、 沖積段丘 上の字 を灌漑するが、 図 4 K 町 みるように、 田 これ 上村字鍋子、 に展開 そ は寛政四年 の 河川 してい ため、 灌 る 漑と溜 ②二木村字京明、 矢野川 が、 (一七九二) ここは矢野川 池 灌 上 流 漑 の上村 に 以降、 大 別 ③真広 地 ح ž

まで続いてきた慣行である(22)。

l

かしながら、

寛政四

年

ţ

では

(3)

現

n

の真広村字二町田に、

まず最初に灌漑されており、

刻割

(時間)

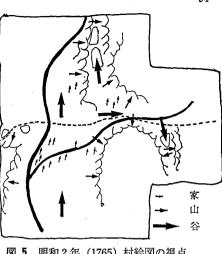
番

村字二町田

上村 鍋子井 (上井) 森サ井 前田上井 前田下井 Ē 新田井 ろむね井 池 小河村と立会 1 km

真広村における近世の幹線用水

現されたものと考えられる。 接に 行 考える上で興 広村に最も優先的な水利権が与えられていたことは、 水にもとづいて強固 また、 は 関連するため か 二木村 なり 、味深 以 前に 0 に い。 な水利 池 まで遡及できるものと考えられるが、 村 の か 谷_ か 0 る水利 領 秩序が形 0 域 記 の 権 載 部とし 心成され Þ が 上村地内にある鍋子 との て、 て 谷 Ų, この場所 が た 23 0 真 広 当村 村 ح が 0 絵図 下 并 の の 開 水 字 堰 流 発 利 に 0



义 5 明和2年(1765)

村絵図の視点

権は両村の立会として決着をみていることからい、少なくとも、

後、 る二木村との間で、独占的水利権を主張する争論が起り、 と真広村に帰属する土地であったけれども、 致と向き、および採色の色調が、本紙と相違していること か 3)、ここにおける文字注記、「字峠、真広村二木村溜池立会」の筆 めた字峠の土地争論にまで展開したためであろう。 との立会池であり、 示したものと思われる。この池は二木村の領域内にあるが、真広村 後に継ぎ足されたものと思われる。それは、この場所がもとも 明和四年(一七六七)に字峠の領有権は真広村に、 東端の「峠池」は、 明和二年以降、同四年までの間に継ぎ足されたも 真広村の領域表現にとって重要な場所である。 本紙への継ぎ足し部分であるが 溜池の水利権を共有す 絵図作成の二年 峠池の水利 溜池を含 らし **図**

される。これらの視点から判断して、本絵図は放射空間的に展開する表現形態をとっており、 いることが、この点からも補強される(2)。 れと直交する谷筋に沿り東方へのもの、③そこから北方へのもの(字池の谷)と南方へのもの 次に、 本絵図の視点、 かなり広域的な領域を表現したものとみなされる。 すなわち諸事物の方向をみると、図5のように、①矢野川の谷筋に沿う北方への視点、②そ この場合、 真広村自村の領域に限らず、 この 時 点における隣村との領域 領域図的性格を有して (字峠)の三つに大別

関係を含めた、

らわれる。

が起っ 絵図の主題は、 的であり、 ランド 以上のような考察を残る一五葉の絵図を対象にして行ない、 た時には マークが記入されると、それらは村の明細図としての機能を備えることになる。 領主の交替時には明細帳とともに差出されたり、 領域図と耕地仕訳絵図に大別されるが、それのみならず、これらに高札場や郷蔵および宗教施設等 「村定」や 「覚」などの証文と同じように、 後世まで証拠として重要な意味を担うようになる。 あるいは控として村に長く保存される(な)。そして争論 表1にそれを分類して示した。これをみると、真広村 近世の村絵図は総じて細見図

三 空間構造の歴史的変化

ろう。 少なくない。 作成目的にかかわらず、 ある特定の時期に作成された絵図は、 この史料それ自身が備えている自己規定の性格(な)は、 とりわけ、 ある一定の文脈において意味の付与された場所を表現する場合に、 過去に描かれた絵図が表現内容や方法に、 それ以後のものにさまざまな影響を与える。すなわち、 記号や構図などの空間表現に 意識的に、 あるいは無意識に規制を与えることが お かかる点が影響するであ け る連続と不連続にあ 村絵図作成の時点で

→ 領域表現の歴史的変化

のであり、 明和 自村の領域にとって極めて重要な構成部分をなす。 支谷の溜池を明示するためのものであった。すなわち、 一年(一七六五) これによって共通の領域認識が形成されると、 の村絵図にみる村の領域表現は、 後の絵図においては必ずしも表現される必要性は少なくな かかる領域認識を絵図上に表現し確認する手続きが重要な まさに村の用水取水地としての矢野川 水を得る場所は、 たとえそれが他村の領域内にあろう 上流に設けられた井

る。

义

6にみるように、

(B)

崩

和九年(一七七二)と〇天明三年(一七八三)

の村絵図が、

基本的に必明和

二年

ゥ

村絵

6

な (C)

て続いてきている(28)。 に 図 明和2年(A) ているのがわかる。 向 に 明和9年 天明3年 ñ 5 お (C) に対 B ゖ 寛政3年 文化10年 (D) ど簡略化 る領域表現を継 全絵図に共通する. Ù 領域 文化6年 (E) て、 弘化年間(G) 明治初期(H) 東端 (D) の字峠は全絵図を通 L 寛政三年 承してい か しながら、 ₩ 池の谷池 X 标池 ▼ なかすか池 る **z** 西池 0) 七九 は 1km この時期から現代に至るまで、 地籍図による真広村の領域(ムラ・ノラ) かい し 村絵図にみる村落の領域表現の歴史的変化 そ描 かる確認の手続きの連続とみなされ 以 ある。 は を起 降 道と字峠とのそれが 著しくせばめられて表現されている る 木村にも峠池の水利権があること、 領域であるが、 か 4 絵図と必ずしも同じ文脈 'n カゝ 0) 総図 かる点は、 ①矢野川谷と字峠との かしながら、 0) た場所である。 て 図 いることなどの点から、 で 6 は (D) 矢野川谷とは離れた飛地的な周縁の場所であり、 基本的には絵図のもつ主題表現に 池 この場所についての表現内容をみると、 (F) 0) 真広村における池の谷池の水利慣行は依然とし ここは先述のように、 谷すなわち二木村 (実際は約 <u>の</u> 一点に認められ で描 距 離 よう。 カ 0 常 n (実際は約 ゞ 7 に描き続けね そのために、 P 1 は さらに、 ゎ 0 領 ŀ いく ル **図** な 元来、 域 は記 ・六キ l, 6 (E) • (F) 、ことが 著しく拡大されて その表現は かか ば 明 載 真広村に帰 ならな 和年間 が ㅁ わ メ み わ 6 る問題であ 1 カコ ② **竜野** 明 には る。 ń (A) いく 和年 場 温する なく ル か

所 争

で

論

そ

れ

蕳

街 が 表現であるとみなされる(11)。

であり、 の各絵図は、 すなわち、 基本的には矢野川とそれに合流する二木川の河川沿いに関しての地理的知識を表現したものである。 それぞれ「林成・藪成」・「段免」(⑩)、「御普請所」(匠)、および「起返取下場」(匠)を表現したも 後述するように、 ⑩寛政三年(一七九一)、囮文化六年(一八○九)および囮文化一○年(一八一三)

る。

この段階において、すでに現実として村の領域が画定していたこと(3)、そのことが逆に、先の作成目的に従って表現 に種 を歪めた領域であっても支障はなく、村の領域についてさほど注意を払う必要のない状況を示しているのである。 たがって、 々の表現上の歪みが見出される。 村絵図の諸記号や構図は、 しかしながら、 ほとんどが河川を中心にして決定されている。そのため、字峠や河 これはかかる作成目的のためだけによるものではない。 それ Щ 流

よく整合する。 そして、弘化年間(一八四四―一八四七)と推定される村絵図(3)と、田明治初期のもの これは地図的表現における進化論的な図式でとらえるよりも、 むしろ領域認識の歴史的な形成過程 は 現実の領域と極 めて

たがって、これはスタティックな安定を有する領域認識を表現したものと考えてよかろう。

⇒ 土地および耕地分類の歴史的変化

とは意味あいを異にする耕地の分類を、 とについて考察を加えたい。 ここでは 「耕地仕訳絵図」 それは検地帳以後において、 を例に、 耕地 絵図に表現された限りで復原することによって、より村人の意識に近い耕地 (ノラ) 空間に 検地帳の土地等級分類ではとらえられない、 お い て耕地を仕訳ける、 つまり土地を分類して表現するこ あるいはそれ

空間を明らかにすることである。

類は、

この絵図に限られ、

後の絵図は、

全て河川流

域 K お

ける「荒所」と、

(4)明和二年の絵図においては、先述のように、

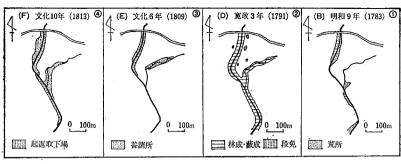
一般の田地と区別されていた分

れに対しての対応が記号化されている。

まず、

(B)明和九年(一七八三)の絵図において、最初に「荒所」が描かれて

め か



村絵図にみる河川流域の土地表現 図 7

変えて推移してゆく。

から、 うか。 なってからである。 その場合に「普請目論見帳」や「普請出来形帳」が普請絵図とともに提出されて る しい られないが、 かる氾濫によって、安定耕地をなしていた沖積段丘上には、 0) 大が終了した村落にあっては、 い る(33)。 絵図以後のものにお ないことを物語っている。 ところで、 (図7一①)。 史料で確認される限りにおいて、矢野川は度々氾濫している。 いうまでもなく、このような場所は、荒所すなわち「川欠」の場所である 「高の内引」つまり減免の土地である。年貢率が固定し、 かかる状況は矢野川の荒れ川的な性格とともに、 現氾濫原は「押掘」や「砂入」の被害を受けることが多かった(3)。 かかる「荒所」 いては、 は、 堤防が築かれて河道が固定されるのは、 か 高の内引きに対する意識は極めて重要である。 かる 村落住民にとっていかなる意味をもつのであろ 「荒所」 の記号が微妙に表現と意味内容を ほとんど被害は認 川除普請が進展して 耕境の外延的拡 弘化年間に

引 般化した「有毛検見法」の下では、検見役人にかかる内引きの土地を明示することが必要であった。 から検見役人に「検見内見帳」と村絵図を一組として提出されるのが一般的であった。 「池成引」、「川欠引」、「砂入引」等の災害地に対する 「連々引」との二つに大別される(数)。 寛延年間 この情報は、 に 村

般に、

高の内引きは

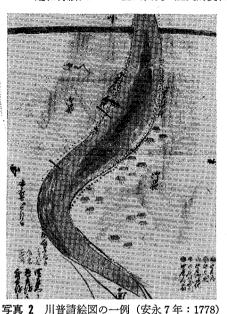
「郷蔵敷引」、「堤敷引」、「溝代引」等の人工施設に対する「年々引」と、

「荒地引」、

Л

成

成に際して安定耕地 藪成被仰付候之分」として、二八石四斗三升九合(二町三反三畝)が連々引となっている(ヨシ)。 寛政二年(一七九〇)の「御検地之改書上帳」には、 (「御田地」) と区別されて詳細に表現される。 この年「前々川欠石砂入山崩等之荒地之分、 り様式化されており(36)、 これが耕地仕訳図であるが、 その内容は村の明細図と極 かかる荒所は、 その作成方法は 取下ヶ起返并林 8 検見 ታነ



(安永 川普請絵図の されねばならない

、のは、

前述の高引きの土地である。

おける荒所

図

7にみるように、

現している。 視点の中心を据えながら、 類似する。 いていても、 したがって、 必ずしもそれのみに限定されず、 耕地空間の中でも、とりわけ最も仔細に表現 耕地を仕訳るという主題にもとず 耕地を分節化し、 村落空間 耕 地 空間

となっている 起返并林成藪成・被仰付候之分」とあるよう ◎寛政三年(一七九一)の絵図では (図7-2)。 B明和九年の絵図に それは 先 「林成・ 0) 「荒地之分取下 藪成」の場所 K 「起返

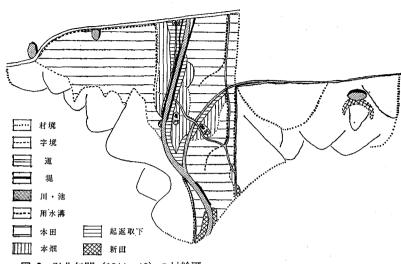


図 8 弘化年間 (1844~48) の村絵図 注) 文字注記は省略した。

図は、 図には、 請目録と普請絵図を普請役人方に提出せねばならない。この絵 請という手続を必要とするから、 識を続みとることも可能であろう。 こから、 河道に沿り屋敷群および背後の「御田地」が描かれている。こ は全く異なった文脈で描かれた。 検見役人のみならず、村人にも想定されよう。 として評価されていることがわかる。 は災害地であって高引きの土地であると同時に、 し」すなわち荒地の再開発を意味している。したがって、荒所 ところで、この荒所の起返しは、 まさに川を治めるために描かれるから、 荒所は記載されずに、矢野川の極端なメアンダーと、 イエとムラにとっての矢野川に対する脅威にも似た意 写真2にみるように、この絵 耕地仕訳絵図とは別途に、 川除と堤防を築くための普 もちろん、 耕地仕訳絵図と 再開発の かゝ か る評 土 価

評価のパーセープション(33)の二面性がみられる よう に思われ開発するという行動をとることで、潜在的耕地とみなすような災害を及ぼす川という意識と、堤防を築いて川を治め荒所を再矢野川に対するイメージ(37)には、普請絵図 に み るように、

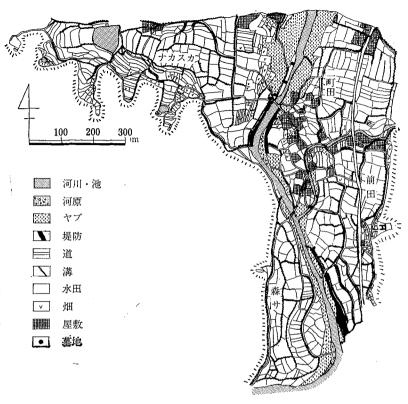


図 9 明治28年の地籍図にみる土地利用

両岸における堤防、

起返取下地、

本

か

すなわち河道を中心として、

利用空間に分節化されて

いるのが

わ地の

線的記号によって、

整然とした土

な曲流と、

それを可能にした堤防

年間の絵図では、

矢野川のゆるや

れてゆく。

図8にみるように、

弘化

とノラの空間は、

しだいに組織化さ

するが、 は 間 畑 として表現されている(3)。 お がそれにあたる。 図9に示した地籍図とほぼ整合 よび本田のシン 起返取 下の 土地は メ かかる村落空間 トリックな空 ヤ ブ

絵図以降にみられた混沌とした れたであろうが) 断 る。 続的 Ť な川普請 n にせ ţ (ムラ仕事で行なわ によって、 安永年間 (B) 以降 ム の 村 0

(\equiv) 点的記号と象徴表現の歴史的変化

は においては三二の五人組がみられるが(4)、 地域集団は 自然堤防上に疎塊村の形態で描かれている。しかしながら、これはイエやムラの表現とはいい難い。 最後に、 すべての絵図に形としての屋敷を記号化している。これは、仏明和二年の絵図における表現を基本的に踏襲し、 屋敷の表現をみると、 絵図上の点的記号および象徴の表現から、 「所」と呼ばれ、 「五反田所」、 弘化年間の耕地仕訳絵図における「居村」という文字注記に よ 村絵図においては、 「西所」、「東所」、「河原所」 村落の空間構造について可能な限り考察を加えよう。 かかるイエやムラの空間的単位を続みとる ことが の四 つから構成 され る(40)0 る 麦 また、 当村における小 現 **図** 天明年間 8 以外

きない。 神としての荒神が各小地域集団単位に祀られることが多いが、真広村絵図の場合、 同様のことは、 「荒神」 の シ ンボルからも述べることができる。 すなわち、 矢野川流域諸村におい 荒神を統合する大荒神が、 ては、 (C) 天明 般 に野

100m 요 御高札場 屋敷 掻 神宮 村絵図にみる点的記号と 図10 象徵 違い シ ヤマを区切る境界に位置している(4)。 にみるように、 に一つづつ記されているのみである。 三年、国文化六年、文化一四年および田明治初期の各絵図 ン はなかろう。 ボ 村絵図の利用には限界があるように思われる。 かかる荒神や神社が山裾に位置し、 いずれにせよ、 しかしながら、

ルは、それ自身で一つの機能を有していたことに間 ムラ空間 したがって、 の 考 察 K とっ

ノラと

図 10

開発を経て、

耕

地空間が組織化されてゆく過程を論じた。

位 次に、 置づけられ、 上意下達のコミュニ 村請制の村落体制を示す御蔵は、 ケート シ ∄ ンの媒体として重要であっ 年貢の搬出に容易な道路のノード た 「御高札」 は 「藩政村」 に配置されている。 のランド 7 これらのラ ークとし

۲, ・ーク は、 従来の景観復原研究において等閑視されてきたものといえよう。

村落の景観要素として重要な送葬の墓地は、

野川の河原近くにあったために しながら、不浄な場所を村はずれに置くということと、 (図9)、一般の村境にある場合とは、 河川沿いに置くことは、 その性格を異にするためと考えら 同じ文脈で理解される。 すなわち、 n る。 か

全ての絵図に描れていない。

これはおそらく、

当村の

墓地

が矢

7

これらの記号や象徴の空間形態から、 いずれにせよ、 か かる空間形態が居住の連続性と相俟って、極めて連続的に把握されねばならないもの 空間構造を問うことも可能であろうが、 現段階では十分な考察に及んで で い

あな

後者は不浄なものを河川によって流し去ることに通じるものであって、遠ざけることには変りがないのである。

四 おわりに

ることは論をまたないであろう。

変化を考察した。 具体的には、 村の領域表現からそれが形成されてゆく過程と、 耕地と土地の分類表現から荒所 0 再

本稿では村絵図にみる空間表現の通時的な分析を通して、村の領域や耕地空間を支柱に、

村落の空間構造の歴史的

が表現されている。そのうち、 真広村絵図は領域図と耕地絵図に大別されるが、 絵図にみられる村の領域表現の歴史的変化は、 いずれも村の明細図としての意味が付与されており、 検地以降における村の領域を絵図に描 豊富な情報

いてゆくことで確認してゆく手続であったと見なされる。

ランドマークである御高札や御蔵は、村絵図からはじめて明らかにされよう。 た限りで明らかにされた。ここに村絵図利用の有効性が認められよう。また、制度としての近世村落にとって重要な なった。近世の村落空間には、まさにこのような意味づけられた空間がみられたのであり、これは村絵図に表現され 村落の置かれた歴史的条件にもとづいて、河川流域の滅免地に細かな意味づけを行なっていたことが明らかに 検地以降の村人の耕地に対する関心は、必ずしも検地によって等級づけられた耕地にのみ向けられたのでは

とが残された課題である。 かる点が村絵図利用における一つの限界を示すものに他ならないであろう。この点に関して、さらに検討を加えるこ しかしながら、主体としてのイエやムラの空間的把握については、必ずしも十分に論を尽してはいない。実は、

の素材となり得るであろう。 いずれにせよ、村絵図に表現された情報の意味内容を考察することは、近世村落の空間構造を把握するための一つ

多く御教示を頂いた。誌上を借りて深甚の意を表します。 とずいている。ここにおいて、徳島大学の平井松午氏、立命館大学大学院の高橋学氏には水利慣行、村落および地形に関して、 相生市史編纂室の皆様にお礼申し上げます。また、本稿の素材は、もともと矢野川流域の水利慣行に関する長期の共同調査にも くの御批判を頂いた葛川絵図研究会の会員諸氏、そして史料に関して御尽力をして下さいました大阪商業大学の富岡儀八先生、 たり、終始、御指導を頂いている谷岡武雄先生、日下雅義先生をはじめとします立命館大学地理学教室の先生方、ならびに、多 本稿は、歴史地理学会第二七回大会において口頭発表を行なったものに加筆訂正したものである。本稿の作成にあ

注および参考文献

- 利藩政村の一考察―知行制と共同体―」人文地理一八―三、一九六六、野崎清孝「奈良盆地の村落 構 成」奈良大学紀要六、 たとえば、石原 潤 「集落形態と村落共同体―特に讃岐の事例を中心に―」 人文地理一七―一 一九六四、 山澄 九七七、などがあげられる 元「毛
- 2 風 勉「近世山村における耕地開発と村落構造―越後国頭城郡下平丸村―」人文地理三五―五、一九八三、 上原秀明 「農村社会の空間構造とその変容に関する一考察―甲斐国を事例として―」人文地理三四―六、一九八二、五十
- 造―京都府京北町矢代地区を例として―」人文地理三二―五、一九八〇、などがある。 拡大・統合を中心にして―」山形大学紀要(社会科学)八―二、一九八〇、 平井松午「丹波高地東部における 宮座と 村落構 波山地における村落の空間形態とその内部構造」人文研究二八―二、「九七六、 浜谷正人「村落社会の地域史論―ム ラ の 橋本征治「散居村における社会構造の地理学的研究―礪波における事例―」人文地理二一―六、一九六九、 山野正彦「丹
- 4 民俗博物館研究報告第二集、一九八三、 誌一二―二、一九八〇、 松崎憲三「村落の空間論把握に関する事例的研究―千葉県海上町倉橋を事例として―」国 立 歴史 かかる空間の構成論は、近年、民俗学者によって提示されたものである。福田アジオ「村落領域論」武蔵大学人文学会雑
- 5 大脇保彦「土佐における近世初期の村落について―長宗我部地検帳による若干の考察―」人文地理一七―一、一九六四、
- 6 かかる土地分類は、民俗分類にまで発展させるためのひとつの試みでもある。
- 7 エドマンド・リーチ(青木保・宮敬造訳)『文化とコミュニケーション』紀伊国屋書店、一九八一、七一~七八頁:
- (8) 木村東一郎『村図の歴史地理学』日本学術通信社、一九七九、
- Mark Billinge (eds.): Period and Place: Research Methods in Historical Geography, Cambridge University Press, 1982), pp. $261\sim273$ Harley, J. B.: 'Historical geography and its evidence: reflections on modelling sources', (Baker, A. R.
- 10 現」日本史研究二四四、一九八二、 |絵図分析の基本的枠組は、蔦川絵図研究会の手法に依拠している。蔦川絵図研究会「蔦川絵図にみる空 間 認 識 とその表 同「絵図を読む」地理二九―一~五・七、一九八四、

- (11) ibid,
- (12) ibid,
- 谷岡武雄「歴史的空間組織のシンクロニック分析とダイアクロニック 分 析」(『歴史地理学』古今書院、一九七九)、一~

Simms, A.: 'Cartographic representation of diachronic analysis: the example of the origin of towns,' (Baker, A.

R. H. and Mark Billinge, (eds.): ibid. (9)) pp. 289—300

14 絵図研究会(前掲(10))、矢守一彦『古地図と風景』筑摩書房、一九八四、などがある。 古地図研究の新たな展開は、久武哲也「岩絵地図と砂絵地図」甲南大学紀要(文学編)三二、一九八〇、をはじめ、蔦川

15 真広村蔵文書、以下、とくに注記のない限り、引用史料は真広村蔵文書である。

16 富岡儀八・平井松午・高橋 学・五十嵐勉「矢野川流域の漑灌水利慣行と村落」(人文地理学会・歴史地理部会発表要旨)、 人文地理三四一六、一九八二。なお、沖積段丘とは、過去一万年前以降に形成された比較的新しい段丘をさす。

17 宮川 満 「播磨国矢野庄」(紫田 実編 『庄園村落の構造』創元社)一九五五、一一~一九六頁。

18 寛政七年卯月「村中屋敷御吟味:付家間数改帳」、寛政二戍年「御検地之改書上帳(石野俊次氏蔵文書)」

ケヴィン・リンチ(丹下健三・富田玲子訳)『都市のイメージ』岩波書店、一九六八、

19

20 大石慎三郎校訂『地方凡例録』近藤出版社、 一九六七、巻之二下、「両毛作・片毛作之事」。

(21) 『地方落穂集』、日本経済叢書第九巻―六八。

(22) 前掲(16)

寛政四年(一七九二)「用水出入内済取替証文之事」(二木村蔵文書)には、

(前阪

二木村真広村。右鍋子井堰用水之儀七ッ割番水之旨申立上村る5割方番水之儀……用水十番 =割明六ッ時る晩七ッ時迄を一番と 定壱番゚四番迄を真広村字弐丁田六町三三反五畝廿口エ引取……(後略)とある。

(24) 明和四年「相渡置一札之事」、同年「済口一札之事」

107

35

- 25 前掲(10)
- 27 26 ibid(9) 前掲(8
- 28 前掲(16
- 29 史料で見る限り、明和年間以降、 境争論はみられない。
- 32 31

30

古地図にみる河川災害については、 前掲(10 作成年代は記されていないが、領主と庄屋の記載からみて、 伊藤安男 「古地図よりみた輪中災害」 弘化年間のものと推定される。 歴史地理学 紀 要二一、一九七九、八五~一〇

33 寛政元年「酉八月御普請出来形帳」には、

矢野川筋

二頁、に詳しい。

一、川除石堤切所延長百四拾九間……

此人足弐千弐拾七八

此石弐百八拾九坪七合

一、川凌長百五拾間 …… (後略)

などと記され、安永期から寛政期にかけて、普請目録が最も多く出されている。なお、

郎「村の水害対策と村絵図」前掲(8) 一〇九~1111頁に詳しい。

かかる普請絵図については、

木村東

- 34 『地方凡例録』巻之六上、「高内年々引之事」、「高内連々引之事」
- 36 『地方凡例録』巻之三上「検見仕法之事」。
- 37 河川に対する知覚については、小野寺 淳「北上川航路図にあらわれた船頭の自然知覚」(千葉徳爾編『日本民俗風土論』

この他、文政一〇年、嘉永七年に「起返取下場起返高反別帳」(石野俊次氏蔵文書)にも記載がみられる。

- (3) Downs, R. M.: Geographic Space Perception, Past Approaches and Future Prospects, Progress in Geography, 弘文堂、一九八〇)によって提示されている。
- 2, 1970, pp.65~108.
- (3) 明治期における「ヤブ」地は、農間余業としての竹細工用の竹材を供給する土地として、近世期とは別の意味が付与され ている。
- $\stackrel{\frown}{42}$ <u>41</u>

(40) 前掲(16)

前掲(4) 天明六年「播磨国赤穂郡真広村五人組帳」(石野俊次氏蔵文書)。 かかる点に関連するテーマに、上原秀明がアプローチを試みている。上原秀明「村落空間に関する歴史地理学的研究―村

境論によせて―」(人文地理学会、一九八三年度大会、発表要旨)。